

令和2年度沼津市スモールビジネス起業セミナー開催業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 実施要領

1 目的・趣旨

沼津市の地域産業を活性化するためには、起業者が新規参入しやすい環境の整備や、継続的に生まれ育つ風土の形成が重要である。

本事業は、小さくビジネスを始めたい方（起業を目指す方）および起業して間もない方等を対象に、実際の経営に必要な知識を習得するセミナー等を開催し、起業家の養成と、起業後の継続的な事業活動の推進を図る。

業務の実施に当たっては、価格競争よりもセミナー等の企画力を重視することから、幅広い知識や同種の実績を持った業者を対象とし、予算の範囲内でより良い提案が得られるプロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和2年度沼津市スモールビジネス起業セミナー開催業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和2年度沼津市スモールビジネス起業セミナー開催業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和2年度沼津市スモールビジネス起業セミナー開催業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 契約金額 契約上限額 975,700円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市産業振興部 商工振興課 産業戦略推進室
（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当 真野、飯田

電話 055-934-4744 FAX 055-933-1412

E-mail syouko@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税又は沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 2 年 6 月 19 日（金） ホームページに掲載
2	質問受付	令和 2 年 6 月 25 日（木） 17 時までに電子メールまたは FAX で
3	質問回答	令和 2 年 6 月 29 日（月） までにホームページに掲載
4	参加申込書及び企画提案書等の提出	令和 2 年 7 月 3 日（金）から 令和 2 年 7 月 20 日（月）17 時まで
5	プロポーザル参加承認の通知	令和 2 年 7 月 21 日（火） 17 時までに電子メールまたは FAX で
6	選定委員会	令和 2 年 7 月 29 日（水） 予定
7	選定結果の通知	令和 2 年 7 月 30 日（木） 予定
8	契約締結	令和 2 年 8 月初旬 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX 等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込及び企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 2 年 7 月 3 日（金）から令和 2 年 7 月 20 日（月）17 時まで

(2) 提出方法

下記(3)の提出書類を用意し、「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④⑤⑥は不要である。

なお、書類提出後、参加を取りやめる場合は、選定委員会の前日までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(3) 提出書類

①参加申込書 1部(様式1)

②同種業務実績表 1部(様式2)

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付

③会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

④暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

⑤財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

⑥納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

ア)沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ)沼津市固定資産税納税証明書(平成31年度のもの)

ウ)国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

⑦企画提案書(様式自由)

⑧工程表(様式5)

⑨実施体制調書(様式6)

⑩見積書(様式自由、押印不要)

(4) 提出部数

①～⑥ 各1部

⑦～⑩ 各6部(⑦～⑩の順に左綴じしたものを1部とする)。

(5) 留意事項(不備がある場合は、一切受け付けない。)

①上記⑦～⑩の書類について、提案者を特定することができる内容(具体的な社名等)を記載しないこと。

②様式自由の書類について、日本工業規格A4で作成することを基本とし、A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

③企画提案書について、表紙・目次・裏表紙を除き10ページ以内で作成すること。また、見やすいもの、わかりやすいものとする。

⑤本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門

性を生かした指摘や提案に努めること。

⑥見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

⑦提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 プロポーザル参加承認の通知

提出書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールまたはFAXにて通知する。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 提案する内容

別紙「令和2年度沼津市スモールビジネス起業セミナー開催業務委託 公募仕様書」の業務内容に示す部分について、具体的な企画内容、効果等を提案すること。

10 選定

(1) 選定方法

提出書類の内容をもとに、「令和2年度沼津市スモールビジネス起業セミナー開催業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

11 選定結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があったとき

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロ

ポータルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画 提案力	①本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10	40
	②セミナーの仕立には創意工夫が見られるか	10	
	③提案内容は目的を達成するために有効か	10	
	④独自の視点や提案は、本業務において有効か	10	
(2) 業務 遂行能力	⑤同種業務の実績は十分なものか	10	60
	⑥セミナー実施等における専門性は十分か	10	
	⑦・事業を円滑に進められるような体制であるか ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10	
	⑧参加者が起業するまでを継続的に支援できる体制か	20	
	⑨見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	10	
		100/100	

ただし、合計点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。